

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

平成30年度 「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

令和2年1月30日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(74 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(補助事業対象者が設備 (ハード) を取得した際の管理運営規程の入手について(第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金))</p> <p>事務マニュアルでは、対象者が大型の設備を取得した場合を想定しその設備の管理規定を定めた管理運営規程 (ハード事業のみ) を入手することになっているが、現在市は入手していない。今後、金額を含めた項目を事務マニュアル等で定め適切に運用していく必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>団体で補助申請を行う者に対しましては、これまで任意様式で管理運営規程を提出するよう説明しておりましたが、当該規程の作成例等について提示しておらず、申請者に対し十分な説明がされていなかったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度より、管理運営規程の提出の対象となる団体等について、「1 件の取得金額が 50 万円以上の機械及び施設等を導入する団体等」と定め、対象となる団体等に対し、当該規程の作成例を提示するなどして、提出を徹底することとしました。</p>	